

## ❌ 違反是正

### 当消防組合の査察体制

当消防組合では、予防部保安対策課にて危険物施設に係る査察を実施し、各署予防課員及び警備課員にて防火対象物に係る査察を実施している。

平成26年度の立入検査実施件数は、3,101件(予防部保安対策課351件、各署警備課2,189件、各署予防課561件)であり、各部署とも、予防部予防指導課が示す年度立入検査基本方針に従い樹立した年度立入検査計画に基づき、立入検査

を実施しているところである。

また、立入検査とは別に、自主検査という制度を設けている。自主検査の目的は、防火対象物における自主防火管理体制の確立を図るとともに、立入検査を側面から促進するものであり、優良な事業所においては、事業者や防火管理者などが中心となり、自ら基準に適合させていく自主防火管理体制を構築させることにより、人命危険・火災危険の高い防火対象物への違反是正指導体制の強化を図っている。

# 契約上の問題が生じた 防火対象物における違反是正事例

枚方寝屋川消防組合 寝屋川消防署 松下喜一



今年度、当消防組合が運用を開始した特殊災害対応車(遠距離大量送排水用コンテナ積載)とイメージキャラクター(消太・消子)



建物正面(北側)

## 防火対象物の概要

今回、紹介するのは寝屋川消防署予防課が取り組んだ違反是正に係る事案であり、防火対象物の概要は以下のとおりである。

- 用途：有料老人ホーム
- 構造：鉄筋コンクリート造の耐火建築物  
地上3階建て 各階有窓
- 規模：建築面積276㎡、延面積781㎡
- 収容人員：32名(内従業員8名)
- 消防同意：昭和50年12月22日
- 消防検査：昭和51年7月9日に実施  
※当初、寄宿舎として使用
- 消防用設備等：消火器・自動火災報知設備・誘導標識  
※設置、維持管理状況にあつてはおおむね良好
- 関係者情報：所有者であるAと、占有者であるBとの両者間で、平成22年1月20日に賃貸借契約を締結

## 違反発見の端緒

当該対象物は当初、寄宿舎として規制していたが、現占有者Bに変更後、賃貸共同住宅とし

て使用し、平成23年2月16日付けで、占有者Bより有料老人ホームに変更予定であることを、警備課員(消防隊)が実施した立入検査で聞き取る。

同日、占有者Bと建築士が予防課に来署し、「有料老人ホームに用途変更することを予定しており、そのために先行して福祉用のエレベーターを増築したい。」旨の相談があった。

有料老人ホームに用途変更となると、消防用設備等の規制が変更となるので、予防課と再度協議するように指導する。

その後、平成23年6月23日、占有者Bからの確認申請に同意し、平成23年9月30日、エレベーター増設に伴う消防検査を実施する。

また、平成23年10月14日、占有者Bの設計事務所が予防課に来署、福祉施設に用途変更するために消防用設備等(消火器具、スプリンクラー設備、自動火災報知設備、消防機関へ通報する火災報知設備、誘導灯)の設置が必要であることを指導する。

平成24年8月28日、立入検査を実施したところ、すでに有料老人ホームとして開業していたこ



とから、所有者Aと占有者Bのそれぞれに立入検査結果通知書を交付する。

#### 不備事項

- (1)スプリンクラー設備の未設置
- (2)自動火災報知設備の受信機の型式承認失効
- (3)消防機関へ通報する火災報知設備の未設置
- (4)誘導灯の未設置
- (5)防災対象物品(カーテン)の防災性能の不適
- (6)防火管理者の未選任
- (7)消防計画の未作成

占有者Bは、すべての設備を設置する意思はあるものの、所有者Aは占有者Bとの契約を解除し、現在は占有者Bが、不法占有している状態であり、所有者Aとしても困っているとのことで、双方の弁護士を含めた話し合いとなった。

#### 契約上の問題について

消防側としても双方に定期的に電話連絡をし、是正指導を実施したものの、一向に解決の糸口が見出せなかった。

また、契約上の問題について、所有者A、占有者B間で係争中とのことで、結果として違反処理を留保した形になった。

平成25年8月20日、立入検査を実施する。

#### 不備事項

- (1)スプリンクラー設備の未設置
- (2)自動火災報知設備の受信機の型式承認失効
- (3)消防機関へ通報する火災報知設備の未設置
- (4)誘導灯の未設置

同年9月13日、所有者Aより改善報告書とともに弁護士から占有者Bに対し、再三にわたり、当該対象物を有料老人ホームとして使用しないように求めてきたが、一向に改善されなかった旨の回答書が提出された。

#### 所有者Aの意見

平成25年3月13日付けで、所有者Aは占有者Bに対し、賃貸借契約を解除し、当該対象物を明け渡すように求めているが、現在に至るまで明け渡しは実行されていないことから、不備事項

の改善ができず、その結果改善義務は生じないと主張する。

#### 占有者Bの意見

平成25年1月4日にスプリンクラー設備、自動火災報知設備、消防機関へ通報する火災報知設備に係る着工届を消防署に提出しており、消防用設備等を設置する意思はある。

しかしながら、「所有者Aは一向に話し合いに応じない。」と占有者Bは主張する。

#### 消防側の対応について

契約上の問題について当消防組合の顧問弁護士に相談するとともに、早急に消防用設備等を設置するよう、継続的に両者に指導を行う。先に占有者Bから申し入れのあった建物売却の話し合いを含め、違反是正に向かうべく、話し合いの場をもつように継続して指導を行う。

是正指導の経過として、

平成26年2月14日、所有者Aの役員会議において、当該対象物を占有者Bに売却する旨、承認された。

2月17日、占有者Bより、上記内容と設備業者へ消防用設備等の工事着手指示をした旨の電話連絡を受ける。

2月19日、上記内容を当消防組合顧問弁護士へ電話連絡をする。

3月14日、当該対象物の売却が完了し、占有者Bが、新たに所有者になるとの報告を受ける。

5月16日、スプリンクラー設備、自動火災報知設備、消防機関へ通報する火災報知設備、誘導灯に係る消防検査を実施し、違反是正が完結する。

#### 本件を振り返って

人命危険や火災危険の排除を最優先に市民の「安全・安心の確保」を念頭に置けば、速やかに違反処理(警告・命令)へ移行すべきであったと反省する一方で、関係者双方の意見の相違により係争となり、双方平行線をたどり遅々として違反是正が進まない状況に陥り、指導に大変苦

# ❌ 違反是正

慮した。

そのような状況の中、是正指導を進めていく上で、顧問弁護士の助言により、粘り強く的確に指導することができたことが、違反是正の完結につながったと考える。

このことから、違反是正を進める上において、平成25年度から実施されている総務省消防庁の違反是正推進に係る『弁護士相談事業』を活用されることをお勧めしたい。

## 「違反是正の推進に係る実務研修」を踏まえた違反是正に係る取り組み

枚方市が平成26年4月1日より中核市となり、当消防組合が中核市消防本部となったことから、平成26年度は、総務省消防庁の事業である「違反是正の推進に係る実務研修」に当消防組合の職員も堺市消防局にて、平成27年1月20日から23日までの4日間、研修を受講させていただいた。

この実務研修の成果として、違反是正に係る様々な取り組みを展開してきたので、その一部を紹介させていただく。

## 1 違反是正に係る体制の整備

平成27年4月に当消防組合の内規である「査察・違反是正等推進本部設置規程」を制定し、消防長を本部長とし、組織として査察・違反是正に取り組む体制を確立させた。当該規程に基づき、定期的に違反是正推進本部会議及び検討委員会を開催し、違対象物に係る公表制度の実施、違反是正体制のあり方に係る検討、違反是正状況の進捗管理等を行っているところである。

また、当該規程に基づき、予防部次長級以上の職員のうち消防長が指名する職員を「総括違反是正推進管理者」に、予防部予防指導課長及び保安対策課長並びに各消防署予防課長を「違反是正推進管理者」に、各署所の管理職から「違反是正推進担当」を選任し、それぞれの職責に応じて違反是正に取り組む体制を構築した。

## 2 職員研修の実施

「平成27年度査察・違反是正に係る教養・研修計画」を策定し、平成27年4月中に各署の査察・違反是正業務に従事する職員（交替制勤務職員を含む。）を対象に研修を実施した。研修内



査察・違反是正に係る研修



モバイル端末を活用した査察

容としては、「最近の予防行政の動向」、「当消防組合の違反是正への取り組み」について説明を行った。

また、平成27年6月には、消防情報システムが更新されることに伴い、すべての予防課員及び警備課員に対してシステムの操作研修を実施した。

今後も、違反是正事例研究などの研修を通じて、職員の査察・違反是正のスキルアップを図りたいと考えている。

## 今後の違反是正に係る取り組み

### 1 違反対象物に係る公表制度

当消防組合では、平成28年4月より違反対象物に係る公表制度の運用を開始する予定である。

違反対象物公表制度の制度設計と並行して、査察・違反是正をこれまで以上に推進する必要があることから、内規の見直し、立入検査及び違反処理に係るマニュアルの制定などに取り組む予定である。

## 2 モバイル査察

平成27年7月1日より新消防情報システムの運用が開始されたことに伴い、平成27年9月1日よりモバイル端末を活用した査察（以下「モバイル査察」という。）の運用を開始した。

モバイル査察は、査察に係る事務処理の効率化を図るとともに、防火対象物の関係者の負担を軽減することを目的に実施するもので、今後、課題を検証しながらよりよい運用を行う。



モバイル端末における査察の事務処理